

平成31年 第1回 定例会

# 枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成31年3月22日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

## 平成31年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前9時57分）	3
伏見隆管理者開会のあいさつ	3
出席状況の報告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	5
会期の決定	6
報告第1号 専決事項の報告について	6
小野多弘枚方消防署長の提案理由の説明	6
報告第2号 専決事項の報告について	8
小野多弘枚方消防署長の提案理由の説明	8
議案第1号 損害賠償の額を定めることについて	9
小野多弘枚方消防署長の提案理由の説明	9
議案第2号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	10
森本祐司総務部長の提案理由の説明	10
議案第3号 平成30年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	12
森本祐司総務部長の提案理由の説明	12
議案第4号 平成31年度枚方寝屋川消防組合予算	14
森本祐司総務部長の提案理由の説明	14
松岡ちひろ議員の質問	17
窪田浩警防部長の答弁	18
松岡ちひろ議員の再質問（意見・要望）	18
議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の 一部改正について	19
森本祐司総務部長の提案理由の説明	19
一般質問	20
松岡ちひろ議員の質問	20
消防の広域化に係る検討組織の設置について	
森本祐司総務部長の答弁	20
松岡ちひろ議員の再質問	20
消防の広域化に係る検討組織の設置について	
森本祐司総務部長の答弁	21
松岡ちひろ議員の再質問	21
消防の広域化に係る検討組織の設置について（意見・要望）	
藤田幸久議員の質問	22

消防庁舎等における敷地内禁煙について	
森本祐司総務部長の答弁 .....	22
藤田幸久議員の再質問 .....	23
消防庁舎等における敷地内禁煙について	
森本祐司総務部長の答弁 .....	23
藤田幸久議員の再質問 .....	23
消防庁舎等における敷地内禁煙について（要望）	
伏見隆管理者閉会のあいさつ .....	24
前田富枝議長閉会のあいさつ .....	24
閉会（午前11時02分） .....	24

平成31年3月22日（金）

平成31年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

# 平成31年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成31年3月22日（金）

## 出席議員（16名）

1番	大地	正広	7番	妹尾	正信	13番	松岡	ちひろ
2番	大塚	光央	8番	西田	昌美	14番	松本	順一
3番	岡沢	龍一	9番	西田	政充	15番	村上	順一
4番	金子	英生	10番	野村	生代	16番	森本	雄一郎
5番	坂光	勇哉	11番	藤田	幸久			
6番	住田	利博	12番	前田	富枝			

## 地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	予防部長	東口	敏巳
副管理者	北川	法夫	枚方消防署長	小野	多弘
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	西中	丈司
会計管理者	延永	泰彦	寝屋川消防署長	岡田	光司
消防長	藤中	明広	総務部参事	島村	忠
消防次長	古川	昌純	警防部参事	松宮	隆
総務部長	森本	祐司	枚方市市民安全部長	石田	智則
警防部長	窪田	浩	寝屋川市危機管理監	荻野	裕嗣

## 議 事 日 程（平成31年 3 月22日 午前 9 時57分開会）

- |       |         |                                    |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 |         | 会期の決定について                          |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 | 専決事項の報告について                        |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 専決事項の報告について                        |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 損害賠償の額を定めることについて                   |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について         |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 平成30年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）         |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 平成31年度枚方寝屋川消防組合予算                  |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 |         | 一般質問                               |

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長            平 川 宗 敏

(午前 9 時 57 分)

○前田富枝議長 定刻より少し早いんですけれども、本会議を始めさせていただきます。

議員各位におかれましては、年度末ご多用のところ消防組合議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成31年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。平成31年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かとご多用のところ、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、去年は地震や台風など、これまでに経験したことのない災害に見舞われました。特に大阪北部地震や台風21号ではさまざまな課題が浮き彫りとなり、改めて危機管理の重要性を強く認識させられました。いつ、どこで起こるかわからないさまざまな災害に対応していくためには、日ごろからの危機管理体制の確立や市・消防団等との連携の強化が必要であり、来年度はハード・ソフト両面における具体的な減災対策に取り組んでまいります。

また、第4次将来構想計画の折り返しの年度となるため、次期将来構想計画を見据えながら、これまでの施策や事業の検証と評価をしっかりと行い、「安全で安心して暮らせるまち」の実現を目指してまいります。

こうした本消防組合を取り巻く環境と課題を踏まえながら、本定例会に当たりまして、平成31年度の主要施策についてご説明させていただきます。

まず、ソフト面の対策といたしまして、大規模災害発生時に集中する119番通報については、緊急性や人命危険が比較的低い事案が多く含まれることから、これらの通報の緊急度判定やコールトリアージ教育を行うなど、指令管制業務の再検証を行ってまいります。

また、大規模災害時における医療機関など関係機関との連絡体制について、災害時有線電話やSNSの活用など、有効な手段を確保してまいります。

現在、災害現場活動における本消防組合と両市消防団との間の通信が可能となる無線機の整備を進めているところですが、引き続き当該無線機を整備するとともに、具体的かつ実践的な訓練を実施し、両者のさらなる連携強化を図ってまいります。

次に、ハード面の対策といたしまして、ドローンを配備し、災害現場の状況確認や救助活動等に活用してまいります。また、地震災害発生時の対応のために、来年度更新予定の救助工作車を非常用車両として増強配備するとともに、土砂災害等に対応できる資機材等を充実整備してまいります。

昨年の救急出動件数は、前年と比較して約2,400件増加し、過去最高件数を更新しました。両市の人口が減少していく中で、この件数は救急1隊の平均件数をはるかに上回る件数であり、今後の救急需要予測についてしっかりと検証しながら、中宮出張所への救急車の配備の是非を含め、救急体制のあり方について検討してまいります。

一方、火災件数につきましては、ここ数年減少傾向にありましたが、去年は前年と比較して15件増加し、5人の方がお亡くなりになりました。今年に入ってから火災が多発しており、これまでに三人の方がお亡くなりになっています。

また、秋田県や東京都では、火災現場での活動中に若い消防隊員が殉職するという痛ましい事故が発生しています。職員の大量退職による急激な世代交代が進む中、火災現場等での活動経験が少ない職員の災害対応能力を向上させることは組織の喫緊の課題であり、その課題解決のために、総合訓練施設の整備に向けて、引き続き両市と調整を図りながら検討してまいります。

一方、住宅火災が発生したご家庭において火災原因等の調査を実施しましたところ、住宅用火災警報器が設置されていないケースが多く見受けられています。住宅火災による被害者をなくすために、現在、同警報器の設置や維持管理の普及啓発に努めているところですが、引き続き本消防組合の重要課題として取り組みを推進してまいります。

新潟県糸魚川市で発生した大規模市街地火災を踏まえた小規模飲食店に対する消火器の設置指導につきましては、これまでに管内の約90%の対象飲食店の立ち入り検査を行いました。今年10月の施行日までに全ての対象施設での消火器の設置指導を行うとともに、類似施設における出火防止対策について進めてまいります。

現在、構成両市の参画のもと、人事給与制度のあり方について会議を重ねているところですが、特に組織の活性化を図っていくためにも、公安職や消防職給与について検討を進めながら、メリ張りのある人事給与制度を構築してまいります。

交野市との消防の広域化につきましては、来年度早々に枚方市、寝屋川市及び交野市との間で検討を開始し、広域化の方式や経費の負担方法等について議論してまいり

ます。

このように本消防組合ではさまざまな施策や事業を予定しておりますが、来年度も全員協議会等を積極的に活用し、議員や市民の皆様への説明責任を果たしながら、より効率的、効果的な消防行政運営に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては今後も温かいご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、平成30年度消防組合補正予算や平成31年度消防組合予算をはじめ、3件の交通事故の専決事項の報告、損害賠償の額を定める件、2件の条例改正の議案をそれぞれ提案させていただいておりますので、よろしくご審議のほどご可決いただきますようお願いいたします。

なお、交通事故が続けざまに発生しましたことを深くおわび申し上げますとともに、交通事故防止に向け、運転者だけではなく、乗組員全員が一体となって車両の安全走行の再徹底を図るよう指示いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

結びに当たりまして、この1年間、消防行政の運営にご理解、ご協力をいただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝を申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

○前田富枝議長 次に、事務局職員から諸般の報告をいただきます。

○平川宗敏事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議の出席議員は16名、全員出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○前田富枝議長 ただいま報告しましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第70条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名いたします。

6番住田議員、7番妹尾議員。以上のとおりです。よろしくようお願いいたします。

次に、事務局職員から議事日程の報告をいただきます。

○平川宗敏事務局長 議事日程

- |      |                        |
|------|------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について              |
| 日程第2 | 報告第1号 専決事項の報告について      |
| 日程第3 | 報告第2号 専決事項の報告について      |
| 日程第4 | 議案第1号 損害賠償の額を定めることについて |

日程第5 議案第2号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 平成30年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）

日程第7 議案第4号 平成31年度枚方寝屋川消防組合予算

日程第8 議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第9 一般質問

以上です。

○前田富枝議長 ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

日程第1 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第1号 専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第1号及び専決第2号 損害賠償の額を定めることについての提案理由を求めます。小野枚方消防署長。

○小野多弘枚方消防署長 ただいま上程いただきました報告第1号の専決第1号及び第2号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。

それでは、まず専決第1号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書2ページをお開き願います。

本件事故につきましては、消防車両の機関員養成に係る資格認定確認を行うため走行していた際に発生したものでございます。

平成31年1月28日月曜日10時30分ごろ、枚方市伊加賀南町8番8号付近を一般走行していた枚方消防署配備の非常用ポンプ車の右側ステップにバンドで固定していた歯どめが、バンドが外れたことにより落下し、対向車線を走行してきた普通乗用車の右

前バンパー部に接触、損傷させたものでございます。

損害賠償につきましては、平成31年2月16日に示談が整い、本消防組合に全て過失があることから、27万1,392円を相手方に対して支払ったものでございます。

参考資料としまして、3ページに事故現場の見取り図を、また、お手元に物件損害に関する承諾書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、歯どめの固定に使用していたバンドのマジックテープ部分の粘着強度が経年劣化により低下していたため、走行中の振動によりマジックテープが外れ、歯どめが落下したものでございます。

本件につきましては、車両の管理不足が招いた事故であり、事故後、直ちに他の車両について積載資機材の取りつけ状況等の点検、確認を行ったところでございます。

続きまして、専決第2号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書4ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、平成30年10月18日木曜日0時10分ごろ、救急事案に出動した枚方消防署中振出張所配備の救急車が、寝屋川市石津中町25番24号石津中町北交差点を左折しようとした際、直進してきた原動機付自転車が救急車の助手席側ドアに衝突し、双方の車両が損傷したものでございます。

損害賠償につきましては、平成31年2月25日に本消防組合の責任割合20%、相手方の責任割合80%として示談が整い、3万156円を相手方に支払ったものでございます。

なお、相手方につきましては、12万円が本消防組合に対して支払われたものでございます。

なお、本件の救急事案は、事故後、即時に他の救急車を出動させ、万全の処置を講じて対処しましたことを申し添えます。

参考資料としまして、5ページに事故現場の見取り図を、また、お手元に示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、緊急走行中の救急車が青信号の交差点を追い越し車線側から左折する際、走行車線の車両の停車を確認した後、交差点に進入しましたが、停車車両の左側を直進してきた原動機付自転車に気づくのがおくれ、衝突を回避することができなかったものであり、優先通行権を過信し、確実な交通状況の把握を怠ったため発生したものでございます。

それぞれの事故につきましては、ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くお

わび申し上げます。

事故後、直ちに事故当事者に対しまして厳しく注意し、再発防止を指導したところでございます。今後も研修などを通じまして職員の意識啓発を行い、交通事故防止に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第2 報告第1号の専決事項の報告を終結します。

次に、日程第3 報告第2号 専決事項の報告についてを議題とします。

専決第3号 和解についての提案理由の説明を求めます。小野枚方消防署長。

○小野多弘枚方消防署長 ただいま上程いただきました報告第2号の専決第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりご報告させていただき、承認を求めるとでございます。

議案書の7ページをごらんください。

事故の概要につきましては、平成30年11月2日金曜日16時45分ごろ、枚方市中宮北町3番10号前路上において、一般走行中の枚方消防署渚出張所配備の救急車が、信号待ちをしていた対向車線の車列の後方から飛び出してきた小学生の歩行者と接触し、救急車のボンネットが損傷したものでございます。

なお、本件事故では、歩行者が「左肘、腰等」を負傷され、人身損害も発生しておりますが、通院加療に日数を要することが見込まれる中で、災害現場への対応のため早急に救急車を修理することが必要であったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、人身事故に係る示談と分離し、救急車の修理費用に係る示談を先に行ったものでございます。

平成31年1月29日に本消防組合の責任割合が70%、相手方の責任割合が30%として示談が整い、相手方から3万417円が本消防組合に支払われたものでございます。

参考資料としまして、8ページに事故現場の見取り図を、また、お手元に示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故の原因につきましては、対向車線に信号待ちの車列ができていたことから、車列の間からの飛び出しに注意しながら時速約10kmで走行していましたが、歩行者の飛び出しにブレーキが間に合わず、接触したものでございます。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くおわび申し上げます。

交通事故防止に取り組んでいる中、続けざまに事故が発生しましたことはまことに遺憾であり、心からおわび申し上げます。このたびのことを重く受けとめ、全職員に対し、改めて研修などを通じて意識啓発を行いながら安全運転の徹底を指導し、交通事故の防止に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、日程第3 報告第2号の専決事項の報告を終結いたします。

次に、日程第4 議案第1号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。小野枚方消防署長。

○小野多弘枚方消防署長 ただいま上程いただきました議案第1号 損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、先ほど報告第2号 専決第3号でご報告させていただきました交通事故案件について、人身損害部分の損害賠償の額を定めるものでございます。恐れ入りますが、議案書の9ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、枚方消防署渚出張所配備の救急車が小学生の歩行者と接触し、歩行者が負傷したもので、平成30年11月2日から本年2月16日まで治療を要したものでございます。

損害賠償につきましては、交通事故による人身損害であることから、治療費、付添費用及び慰謝料を合計した110万7,970円の全額について、相手方に賠償するものでございます。

なお、賠償金につきましては、自動車損害賠償責任保険から全額が支払われることを申し添えます。

参考資料としまして、10ページに事故現場の見取り図を、また、お手元に人身損害に関する承諾書を添付しておりますので、ご参照願います。

改めまして、ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くおわび申し上げます。今後、一層の職員の交通安全意識の向上、交通事故防止に努めてまいります。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することといたします。

次に、日程第5 議案第2号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

○森本祐司総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、平成29年人事院勧告に基づく国家公務員に準じた昇給回復措置を行うため、

本条例の一部を改正するものでございます。

平成29年人事院勧告の内容といたしまして、給与制度の総合見直しにおける経過措置廃止に伴い、平成27年1月1日に抑制された昇給抑制分を、若年層を中心に1号給回復させるものでございます。本消防組合につきましては、国家公務員に準じて講ずべき昇給回復措置を平成29年度中に行っていなかったことから、今回実施するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

議案書の12ページをお開き願います。

本条例の附則に追加するものでございます。

平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日の昇給が1号給抑制された職員を対象に、平成30年4月1日時点の号給から1号給上位の号給とするものでございます。

附則でございますが、第1項について、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することを規定するものでございます。

第2項について、改正前の条例により支給した給与は改正後の条例による内払いであり、その差額がある場合は、その差額を公布の日以降、最初の給料日に支給する規定でございます。

なお、参考といたしまして、必要な人件費はおおむね700万円で、1人当たりの平均支給額はおおむね3万2,000円でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第3号 平成30年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

○森本祐司総務部長 ただいま上程いただきました議案第3号 平成30年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、平成30年7月豪雨に伴う国庫負担金の増額をはじめ、人件費の精算、消防車両購入の契約確定等に伴う減額、長期債利子の精査などを合わせまして減額補正をお願いするものです。

それでは、恐れ入りますが、議案書15ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,507万7,000円を減額しまして、補正後の総額を74億7,502万2,000円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、議案書17ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」についてご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の1億2,290万円から490万円減額いたしまして、1億1,800万円に変更するものでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金について、1億3,875万円減額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を8,411万7,000円、寝屋川市負担金を5,463万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3款 国庫支出金 第1項 国庫負担金を859万6,000円増額するものでございます。これは、平成30年7月豪雨に伴い緊急消防援助隊として出動しました緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

次に、第4款 府支出金 第1項 府負担金を84万6,000円減額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています本消防組合職員の、今年度の人件費相当額の精算によるものでございます。

次に、第7款 諸収入 第2項 雑入を57万7,000円減額するものでございます。こ

これは、本消防組合から両市へ派遣しています再任用職員の、今年度の人件費相当額の精算、少年消防クラブ育成事業等に係るコミュニティー助成金の不採択に伴うものでございます。

次に、第8款 組合債 第1項 組合債を490万円減額するものでございます。これは、消防車両購入とJアラート整備の契約確定等に伴うものでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

第9款 繰越金 第1項 繰越金につきましては、平成29年度歳計剰余金7,140万円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書24ページをお開き願います。

第3款 消防費 第1項 消防費を6,080万1,000円減額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では職員変動などにより120万円減額し、職員手当等では大阪府北部地震や平成30年7月豪雨に伴う緊急消防援助隊の時間外勤務手当による2,020万円の増額と、その他の手当を差し引きまして、762万3,000円を減額するものでございます。

また、共済費においても3,682万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

需用費では、少年消防クラブ用消耗品費や光熱水費を404万4,000円減額するものでございます。

役務費では、通信運搬費や消防用設備点検の契約確定に伴い、431万8,000円を減額するものでございます。

委託料では、IPサーバー構築委託契約確定に伴い、185万7,000円を減額するものでございます。

工事請負費では、冷暖房機取りかえ工事の契約確定に伴い、162万円を減額するものでございます。

備品購入費では、消防車両購入の契約確定に伴い、331万2,000円を減額するものでございます。

次に、第4款 公債費 第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、427万6,000円減額するものでございます。

29ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、32ページと33ページに「地方債に関する調書」を、34ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議案第4号 平成31年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

○森本祐司総務部長 ただいま上程いただきました議案第4号 平成31年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

構成両市では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は今なお高い状況で、財政構造の硬直化が進んだ厳しい状況となっております。そうした中で、本予算につきましては、昨年大阪府北部地震をはじめ、西日本豪雨に伴う緊急消防援助隊の長期派遣や台風21号による被害等、たび重なる自然災害に見舞われましたことから、限られた予算の中で創意工夫し、実効性のある防災減災対策に積極的に取り組みながら、市民の期待と信頼にこたえていくために、第4次将来構想計画に基づく各施策の諸経費等を計上させていただくものでございます。

それでは、別冊の予算書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ75億5,082万6,000円と定めるものでございます。内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

す。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をごらんください。

消防情報システム及び消防救急デジタル無線保守委託等としまして限度額43万7,000円、財務会計システム端末賃貸借といたしまして限度額2万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、予定されております消費税増税に伴います増税分となります。

次に、第3表 地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして限度額2億920万円を計上しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに75億5,082万6,000円でございます。前年度と比較いたしますと1,072万7,000円の増額、率にしまして0.1%の増になっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金は、構成両市における平成30年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が、72億6,075万4,000円の負担金となっております。その内訳は、枚方市負担金が43億5,468万2,000円で、案分比率は60.8422%でございます。寝屋川市負担金は28億2,660万2,000円で、案分比率は39.1578%でございます。消防指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は、7,947万円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして1,020万7,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 府支出金 第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1名の人件費相当額740万2,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金、G20消防・救急体制整備交付金及びラグビーワールドカップ2019交付金としまして2,527万7,000円を見込んでおります。

第4款 財産収入 第1項 財産売却収入20万円、第5款 寄附金 第1項 寄附金100万円、第6款 諸収入 第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

第2項 雑入は3,676万7,000円で、これは少年消防クラブ育成事業等に係るコミュニティー助成金、防火管理講習会の受講料収入などの収入見込みに加えまして、構成両市への派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

第7款 組合債 第1項 組合債は、消防自動車の購入に係ります消防防災施設整備事業債で、2億920万円を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費 第1項 議会費358万3,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費130万7,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費16万1,000円は、監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費 第1項 消防費は69億2,994万5,000円で、前年度と比較しまして1,690万7,000円の増額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。

27ページをごらんください。

人件費につきまして、給料は24億7,042万3,000円で、世代交代などによる職員変動に伴いまして1,031万6,000円の増額、また、職員手当等は24億980万5,000円で、退職者が前年度に比べ6人減少すること等によりまして1億2,308万3,000円の減額となります。

29ページをお開き願います。

共済費は、共済組合負担金率の変更等によりまして9億6,467万2,000円で、人件費総額といたしまして前年度より1億488万1,000円の減額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして153万3,000円の予算を計上しております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第3目 消防施設費では、救急車3台、救助工作車1台の購入、枚方東消防署プール塗装改修工事などで2億8,848万6,000円の予算を計上しております。

第4款 公債費 第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借り入れ分に要する元金及び利子としまして6億583万円で、対前年度比617万3,000円の減額となっております。

第5款 予備費 第1項 予備費は1,000万円を計上しております。

最後に、48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、56ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略とさせていただきます。

なお、57ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、あわせてご参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、私のほうから、まず初めに、平成31年度枚方寝屋川消防組合予算に関する質問をさせていただきます。

枚方市2018年度9月議会において、私ども議員団では、災害時にドローンの活用をと求めてきたところですが、先日の協議会でも、今後の取り組みとしてドローンの活用

について報告がありました。

そこでお尋ねしたいのですが、予算に関する説明書の31ページに無人航空機（ドローン）購入費とあります。ドローンは何機購入するのか、また、全国の消防本部におけるドローンの保有状況についてお尋ねをいたします。

○前田富枝議長 答弁を求めます。

窪田警防部長。

○窪田浩警防部長 松岡議員のご質問にお答えいたします。

次年度導入を予定しておりますドローンは1機でございます。

また、一般財団法人全国消防協会が730消防本部を対象に実施いたしましたアンケート調査によりますと、平成30年4月1日現在、123本部で既にドローンを保有しております。今後保有する予定と回答した本部は103本部でございます。

○前田富枝議長 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、2回目は意見・要望とさせていただきたいと思います。

今回のドローンの購入機は1機だということです。全国の状況で言えば、今のところ2割弱が保有しており、検討されているところも多数あるようです。また、ヒアリングの中では1機保有が多数ですが、2機保有のところもあり、情報収集機と消火活動や救援物資を運ぶといった実際に活動する機体と、両方持っているというお話でした。

枚方寝屋川消防組合は管轄人口が府下的にも多い状況であり、今後は全国的な状況の情報収集などにしっかりと努めていただきたいと要望して、質問を終わります。

○前田富枝議長 これにて松岡議員の質問を終結します。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

○森本祐司総務部長 ただいま上程いただきました議案第5号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の35ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、働き方改革を推進し、長時間労働を是正するために、時間外勤務命令を行うことができる上限時間等に関する必要な事項を規則で定めることとする措置を講ずるとともに、非常勤職員等の勤務時間等の規定についても上記の措置を講ずるよう規定するため、本条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の37ページをお開き願います。

第8条第2項の改正につきましては、国家公務員に準じ、規則におきまして、時間外勤務命令を行うことができる上限時間等に関する必要な事項を定めるため、必要な文言の整備を行うものでございます。

第12条の改正につきましては、非常勤職員等の勤務時間等に関する規定を明確にするために、必要な文言の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の36ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○前田富枝議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田富枝議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第9 一般質問を行います。

一般質問につきましては、藤田議員、松岡議員から通告がありましたので、順次質問を許します。初めに、松岡議員の質問を許可します。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。それでは、通告に従いまして、質問を順次進めていきます。

まず初めに、消防の広域化に係る検討組織の設置についてお尋ねをいたします。

平成29年に一旦、消防の広域化の検討が示されたものの、その後、検討が取りやめられたと報告がされております。そのときに、検討がされたものの取りやめられた理由を改めて確認をしたいのですが、理由についてお答えを願います。

○前田富枝議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

森本総務部長。

○森本祐司総務部長 松岡議員のご質問にお答えします。

平成29年3月に交野市消防本部の消防長が来庁され、広域化の議論を進めていくことはできないとの意向が示されました。

その理由につきましては、交野市では、職員定数に定める消防職員数に達していない中で、市町村消防の原則のもと、今後も消防力の強化を図り、本市の消防力がどうなのかを見きわめながら、市として消防行政の責任を果たしていくとのことになりました。

○前田富枝議長 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、2回目の質問をいたします。

つまり、今の答弁によりますと、平成29年の時点では消防の原則の維持を希望されておられたということです。どうやら交野の前市長の意向が踏襲されておったのかな

と思うわけですが、私ども消防組合の管理者である伏見市長もかねてからこの原則を守るべきではと求められてきたわけですし、これまでの判断は当然の流れになっていたということだと思えます。

ところで、こうした中で平成31年2月25日に開催された消防組合議会全員協議会では、一旦検討を終えた問題でありながらも、わずか2年後にまた広域化に係る検討組織の設置をするんだと説明がありました。率直な感想は、相手が変わったわけでもないのに、わずか2年後の再びの検討は無駄な税の支出になるのではと感じているのですが、その説明には、委員会の構成は10人とされ、市の職員と消防職員を予定されています。そして、31年度中に報告書を上申し、広域化の判断をとされています。

全国状況を少し調べてみましたが、広域化の判断には市の職員や消防職員だけでなく、市民や、そして議員なども含め議論されているところもあります。現状維持でいくのか、さらなる広域化に進むのかは今後の検討になるのですが、このことは市民の命と安全に大きくかかわる問題であって、報告書をまとめた後で市民の皆さんのご意見を聞く必要があるのではないかと思うのですが、見解をお尋ねいたします。

○前田富枝議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

森本総務部長。

○森本祐司総務部長 松岡議員の2回目のご質問にお答えします。

消防の広域化の検討委員会の報告書を集約した後、3市の意向を確認し、広域化の方向が示された場合には、パブリックコメントなどを活用し、市民の皆様のご意見をお聞きしたいと考えております。

○前田富枝議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 3回目は意見・要望とさせていただきます。

改めてパブリックコメントなど、住民の皆さんに必要な説明を丁寧に対応していただきたいと思えます。

私ども会派はかねてから、そもそも単独消防を求めてまいりました。

昨年地震や台風では、改めて自然災害の厳しさを実感しています。この中でいろいろ調査をしておりますと、枚方市の災害対策本部の組織では、消防組合は庁内ほかの部と同列の本部員の位置づけでしかないということがわかりました。常に災害の最前線に位置する消防は、市長とともに直結して災害対応に当たることが必要不可欠で、

副本部長であることが必要です。

ところが、ほか自治体の広域化検討の文書を見れば、組合消防の場合は市町村との別組織となり、首長による一元的指揮命令下にならないことがデメリットとして掲げられておりました。つまり、今でも消防組合として指揮命令が複雑となっている中で、さらなる広域化を進めるということになれば、これはさらに複雑化を呼ぶことになっていきます。

消防の災害対策本部での役割を見直すことを求めるとともに、広域化については組織内十分な検討と市民の皆様とのしっかりと議論をしていただきたいと求めて、質問を終わりたいと思います。

○前田富枝議長 これにて松岡議員の質疑を終結します。

次に、藤田議員の質問を許可します。

藤田議員。

○藤田幸久議員 私からは、消防庁舎等における敷地内禁煙についてお伺いをいたします。

昨年7月、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立し、本年7月からは、一部施行として、行政機関等においては原則敷地内禁煙が、さらに2020年4月からは全面施行がされる予定です。それに先駆け、枚方市では、本年1月からの職員の勤務時間内禁煙実施に続き、本年4月からは市施設における敷地内禁煙を実施いたします。また、大手外食業界においても、本年9月以降から店舗内全面禁煙を実施するといった受動喫煙対策の流れができております。

そこで、まず初めに、本消防組合における消防職員の喫煙状況についてお聞かせください。

○前田富枝議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

森本総務部長。

○森本祐司総務部長 藤田議員のご質問にお答えします。

本消防組合では、現在、執務時間である8時45分から17時15分の勤務時間中は、全職員を対象として禁煙としております。来月の4月からは、交替制勤務職員の17時15分以降の勤務時間中の喫煙につきましても禁煙としてまいります。

○前田富枝議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

藤田議員。

○藤田幸久議員 本消防組合では原則、勤務時間内禁煙であることは理解いたしました。

それでは次に、消防庁舎等における喫煙環境はどのようになっているのでしょうか。

また、喫煙されない職員にとって望まない受動喫煙の対策を、このたびの法改正を踏まえて今後どのように対応されるのでしょうか。

さらに、喫煙職員に対する禁煙相談や禁煙教室といったサポート体制をどのように考えておられるのでしょうか。

以上、3点についてお聞かせください。

○前田富枝議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

森本総務部長。

○森本祐司総務部長 藤田議員の2回目のご質問にお答えします。

本消防組合庁舎の喫煙場所につきましては、ベランダ等の屋外を基本としておりますが、屋外に指定できない一部の出張所については、屋内での分煙を実施しております。

今後の取り組みといたしまして、健康増進法の改正に伴い、原則として敷地内禁煙となりますが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所には喫煙場所が設置できることとなっておりますことから、この改正法の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

また、禁煙を考えている職員に対してのサポートにつきましては、本消防組合の消防本部及び消防署に設置しております安全衛生委員会において今後検討してまいりますとともに、本消防組合の産業医や保健師に相談しやすい体制を構築し、大阪府市町村職員共済組合の禁煙プログラム等への参加を積極的に促してまいります。

○前田富枝議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

藤田議員。

○藤田幸久議員 それでは、最後は要望とさせていただきます。

望まない受動喫煙による全国での年間死亡者数は、推計で1万5,000人と公表されております。市民の命を守る消防職員の皆さんの健康を守るという観点からもしっかりと取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○前田富枝議長 これにて藤田議員の質疑を終結します。

これもちまして、本日の定例会に付された案件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末で何かとお忙しい中、ご提案申し上げました諸案件について慎重にご審議をいただき、いずれもご可決いただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。

本消防組合が目指す「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくために、平成31年度につきましても消防組合が一体となって第4次将来構想計画に基づくさまざまな施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続きよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

○前田富枝議長 それでは、高い席からではございますが、私からも閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中ご出席をいただき、また各議案につきまして慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございます。

この1年間、皆様方のご支援、ご協力によりまして、また、村上副議長の支えを得まして、無事、議長の職務を全うすることができました。重ねて御礼を申し上げます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安心・安全を守るために、消防行政に対するより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございます。

(午前11時02分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成31年 3月22日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 前 田 富 枝

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 住 田 利 博

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 妹 尾 正 信